| 施策の方向性①:津波に強い港湾施設をつくる。 施策項目(B):津波による被害や影響を低減する | | | | | | | |
|--|---------------------------|------|---|--|--|--|--|
| アクション項目 | 達成! 短期 中! | | 実施主体・関連機関 | 小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等 | | | |
| アクション目標(4):堤外地の浸水被害の低減 | • | _ | | | | | |
| ①-7 倉庫・上屋の浸水対策の実施 | | | 【実施主体】 大阪市港湾局 | 【小会議分類】啓発関係小会議 | | | |
| 【対象被害項目】 施設 | | | 企業(港運会社、倉庫会社) | 【進捗状況等】 | | | |
| 【内容】 浸水被害の可能性がある倉庫や上屋について、防水対策 を実施する(土嚢等の開閉部周辺への配備等) | • | ' | 【関連機関】 なし | 上屋の使用者名簿の整理を完了。(平成25年度) 土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所に配備を進めいている。 | | | |
| 【関連アクション】 | | | | | | | |
| 平成27年度 | | | | | | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | } | | アクション項目 |]実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | | |
| (埠頭) 上屋の使用者名簿の整理は完了。(平成25年度、平成27年度更新) 土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所には配 (平成26年度) アクション目標(5):流出被害低減機能の確保 | (埠頭)不具合がないかなど、現状把握を行っていく。 | | | | | | |
| アクション日標(3):流山板舌低減機能の碓床 | <u> </u> | I | 【実施主体】 | 【小会議分類】啓発関係小会議 | | | |
| ①一10 コンテナ流出防止対策の実施 | | | 大阪市港湾局 | 【進捗状況等】 | | | |
| 【対象被害項目】 物品・港湾機能 | | | 企業(港運会社) | 近畿地方整備局において、取扱貨物に応じた漂流物対策案の 基礎的検討を行った。今後は、流出防護施設のハード整備費用 の負担や、埠頭用地の利便性の制約等踏まえ、具体的な検討 を進めていく。 | | | |
| 津波による岸壁上のコンテナ流出を防止するための対策 についての検討を行い、実施する。 (コンテナの多段積 み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備 等) | | - | 【関連機関】近畿地方整備局港湾空港部 | 企業向け防災マップを活用し、危機管理意識の向上を目的とした啓発において、岸壁上の貨物等蔵置物に対する指導を実施してきた。 平成26年6月に「みなとの津波防災」のリーフレットを作成し、コンテナの流出防止に関して、コンテナの捕縛や多段積み等の対策を実施するよう、港湾事業者等に啓発を実施している。また、リーフレットについては、大阪市HPに掲載しており、引き続き啓発・指導を実施していく。 | | | |
| 【関連アクション】 | | | | 元。日本と大心してい、。 | | | |
| | | 平成 2 | 7 <mark>年度 </mark> | | | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | 3 | | アクション項目 | 目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | | |
| 【大阪市港湾局】 (防災)平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」においてコンテナの捕縛の | | | 【大阪市港湾局】 (防災)引き続き啓発活動を実施する。 (埠頭)引き続き港湾事業者等に対する啓発・指導の実施していく。 | | | | |

| アクション項目 | | 達成期間 短期 中期 Ⅰ 長期 | | 実施主体・関連機関 | 小会議分類 平成26年度の取り組み実績 | |
|---|----|--------------------|---------|------------------------------|--|--|
| | 短期 | 中期 | 長期 | | 今後の方向性等 | |
| ②-10 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発 | | | | 【実施主体】 大阪市港湾局 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 | |
| 【対象被害項目】 人 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する。 啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。 【関連アクション】 ③-7 | | | | 等) | 【進捗状況等】 大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。 市港湾局では、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」を作成し、港湾事業者等関係先に配付及び大阪市ホームページに掲載することにより啓発を行っている。また、平成26年度に港湾事業者等を対象にした本アクションプランを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対策」説明会を開催した。日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を大阪港港運協会が会員へ周知している。 | |
| | | 7 | ₽成 2 つ | 1 | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | | | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | |

| ②一11 港湾事業者の自主防災組織の充実 【対象被害項目】 人 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて 【内容】 検討を行い、実施する(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等) 【関連アクション】 ③-8 | | • | 【実施主体】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等) 【関連機関】 大阪市港湾局 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 市港湾局では、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」を作成し、港湾事業者等関係先に配付及び大阪市ホームページに掲載することにより啓発を行っている。また、平成26年6月に港湾事業者等を対象にした、本アクションプランを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対策」説明会を開催した。引き続き、港湾事業者等に対し、「港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発」を実施していく。 日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を大阪港港運協会が会員へ周知している。 |
|---|--|----------|---|--|
| 【 | | <u> </u> | | |
| | | 平成2 | 7年度 | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | |
| 【大阪市港湾局】 (防災)平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページ への掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。 | | | | |

②-12 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発

【対象被害項目】 人

港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための政務活動を実施する。

【内容】 めの啓発活動を実施する。

啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法 及び啓発体制について検討する。

【実施主体】

大阪府政策企画部危機管理室

大阪府西大阪治水事務所

大阪市危機管理室

大阪市港湾局

【関連機関】

湾岸6区7消防署

臨港4区役所

防潮扉管理企業

企業(港運会社、倉庫会社)

水防団

【小会議分類】啓発関係小会議

【進捗状況等】

大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、 津波、高潮災害に関する啓発を行っている。

東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。

また、大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の 掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。 市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の 津波浸水想定や津波避難ビル等を新たに掲載)、市民防災マ ニュアルを更新し、全戸配布を実施。

市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。

臨港4区役所では、津波避難マップなどを作成し、各戸配布を実施。

市港湾局では、港湾関係事業者を対象とした防災講座を継続実施している。平成26年度には、本アクションプランを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対策説明会」を開催した。また、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」を作成、港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を行っている。

【関連アクション】 3-9、4-3

平成27年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容

・天旭月」なたは・天旭中」の場合は天体のな状態

大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。

【大阪市消防局】

【大阪府西大阪治水事務所】

- ・本アクションプランの冊子を各消防署に配布(平成21年実施済み)。
- ・立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害についての普及啓発。(継続実施中)
 「太阪市危機管理室」

水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。引き続き、ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。

【大阪市港湾局】

(防災) 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。

アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等

【大阪府西大阪治水事務所】

今後とも津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がい者の方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。

【大阪市危機管理室】

- ・水害ハザードマップ、市民防災マニュアルのホームページへの掲載や転入世帯への配布の継続。
- 必要に応じ、水害ハザードマップ、市民防災マニュアルの更新。

| ②一13 官民合同による避難訓練の実施 【対象被害項目】 人 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実 【内容】 施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する | - | 【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施 中であり、東日本大震災の教訓を踏まえた津波・高潮ステーショ ンの内容更新を実施した。 また、「津波・高潮ステーション」の来館者を対象に避難訓練を実 施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練 (物資の輸送など)を実施した。 |
|---|------------------------------|---------------------------------------|--|
| する 関連アクション 】 ③-11 | | 【関連機関】 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団 | 此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。 市港湾局では、官民合同避難訓練の具体的な検討は出来ていないが、港湾関連企業に対する啓発活動は継続実施しており、避難訓練実施の土台作りとして取り組んでいく。 |
| | 平成 2 | 7 年度 | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | |
| 【大阪府西大阪治水事務所】 津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。また、来館者を対象に避 を実施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練(帰宅困難者のト ジ訓練や船舶による輸送訓練)を実施した。 | ・今後とも、官民連携した防災訓練 【大阪市港湾局】 | 本的な検討はできていないが、港湾関連企業に対する啓発活動は | |

| 施策の方向性②:津波災害に強い人・組織をつくる | | | | | | | |
|--|---|----|------|------------------------------|--|--|--|
| 施策項目(B):津波による被害や影響を低減する | | | | | | | |
| マカシュンで日 | | | 間 | 字体 子 体 - 則 `声 機 則 | 小会議分類 | | |
| アクション項目 | 短期 | 中期 | 長期 | ⋠まれる | 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等 | | |
| アクション目標(12):流出被害低減体制の確保 | | | | | | | |
| | | | | 【実施主体】 | 【小会議分類】啓発関係小会議 | | |
| ②一21 小空船舶の被告低減に向けた各発の美施 | | | | 大阪府西大阪治水事務所 | 【進捗状況等】 | | |
| 【対象被害項目】 船舶 | | | | 大阪市港湾局 | 大阪府は、不法係留船への貼紙や継続許可時に指導を行って いる。 | | |
| 【内容】 津波来襲時の被害増大を招く小型船舶に対する警告の実 施体制について検討を行い、実施する | - | | | 【関連機関】 | また、特に指導が必要と思われる占用者に対し、立入調査を実施し指導を行った。さらに、河川航行ルールを策定し、チラシを配布している。 市港湾局は、港湾労働災害防止協会を通じて、第1沿岸安全推進委員会、大阪船内荷役安全委員会、大阪港艀安全衛生推進委員会の委員に対する港湾関係事業者向け防災講座を実施す | | |
| 【関連アクション】 | | | | | るとともに、施設の継続使用許可時に指導を行っている。 | | |
| | | 2 | ₹成27 | 7 年度 | | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | 3 | | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | | |
| 【大阪府西大阪治水事務所】 大阪府は、不法係留船への貼紙や継続許可時に指導を行っている。また、特われる占用者に対し、立入調査を実施し指導を継続している。さらに、河川し、チラシを配布している。 【大阪市港湾局】 (海務) 市港湾局においても、継続許可時に安全管理を指導している。 (海上保全) 現在、実施の業務の中で船舶への貼紙等については対応可能。 | 【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き、不法係留防止の指導を行っていく。また、航行ルールについても引き続き啓発に努めてい く。 【大阪市港湾局】 (海上保全)所有者に対する津波発生時の避難場所等や指導内容の決定。正規係留場所の確保が必要。指導の方針等決定すれば可能な事項について対応。 | | | | | | |

| アクション日保(13):防火息戦の合光 | | | | | | |
|---|----|---|---------------|---|---|--|
| ②-23 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意 | | | | 【実施主体】 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 | |
| ②25 識・知識の向上に向けた普及・啓発 | | | | 大阪府西大阪治水事務所 | 【進捗状況等】 | |
| 【対象被害項目】 施設・物品 | | | | 大阪市港湾局 | 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、 | |
| 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解して もらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活 【内容】 動を実施する 啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法 及び啓発体制について検討する | • | | \rightarrow | 【関連機関】 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団 | 津波、高潮災害に関する啓発を行っている。 東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害を イメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を 行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が 公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に 一般公開した。 市港湾局では、平成成26年度には、本アクションプランを踏まえ た「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対 策説明会」を開催した。 また、平成26年6月にリーフレット『みなとの津波防災』を作成、 港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を 行っている。 | |
| 【関連アクション】 ④-9 | | | | | | |
| | | 2 | ☑成2 ☐ | 7 年度 | <u>'</u> | |
| | ļ. | | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | |
| 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津沢る啓発活動を行っている。 【大阪市港湾局】 (防災)平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付別への掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。 | | | | プレス (C)、(本)が、「向用)バー ブコンで | 活用した防災啓発活動を実施していく。 | |
| | | | | 【実施主体】 | 【小会議分類】啓発関係小会議 | |
| ②-24 施設の浸水板舌や物品の流血低減のための臨海部 の防災マップの作成・配布 | | | | 大阪市港湾局 | | |
| | | | | 八城市767676 | | |
| 【対象被害項目】 施設・物品 | | | | | 【進捗状況等】 | |
| 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸 | | | | 【関連機関】 | 津波防災マップを活用し、啓発を実施している。 平成26年6月に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾 | |
| 【内容】 水深を示すとともに、被災想定に応じた行動、対策の事 | | | | 大阪府政策企画部危機管理室 | 事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し啓発を行っ | |
| 例などを記載した防災マップを作成し、配布する | | | | 大阪市危機管理室 | ている。 | |
| 【関連アクション】 ④-10 | | | | 企業(港運会社、倉庫会社) | | |
| | | 2 | ₹成 2 7 | 7 年度 | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | } | | | アクション項目 | 実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | |
| 【大阪市港湾局】 | | | | | | |

| 施策項目(A):津波による被害の発生を防ぐ | | 達成期間 | | 中长之人 眼体纵眼 | 小会議分類 |
|---|----|--|-----|------------------------------|---|
| アクション項目 | 短期 | 短期 中期 長期 | | 実施主体・関連機関 | 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等 |
| アクション目標(18):人の避難の迅速化 | | | | | |
| ③-5 要避難者に対する浸水想定地域における啓発情報 の掲示 | | | | 【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 |
| 【対象被害項目】 人 | _ | | | 大阪市港湾局 | 市港湾局では浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に四カ国語表記の津波啓発看板を設置している。 |
| 堤外地の港湾労働者や来訪者に対して浸水情報等を掲示 【内容】 し、避難誘導を行うための掲示板について検討を行い、 掲示板を設置する | • | | | 【関連機関】 大阪市危機管理室 | るが、今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要となっている。 今後、大阪府西大阪治水事務所においても、鉄扉等に津波啓発看板を設置する予定である。また、大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区 |
| 【関連アクション】 | | | | | 域等の説明等を掲示している。 |
| | | <u> </u> | 成27 | 7年度 | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | ł. | | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | |
| 【大阪府西大阪治水事務所】 今後、西大阪治水事務所においても、鉄扉等に津波啓発看板を設置する予定 【大阪市港湾局】 (防災)浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波 ている。(196箇所) | | 【大阪府西大阪治水事務所】 ・設置場所の検討。 ・未設置箇所について、継続して設置していく。 | | | |

| 3-6 | 要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確 | | 【実施主体】 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 |
|-------|--|---|---------------------------------|--|
| | 保・啓発 | | 大阪市危機管理室 | 【進捗状況等】 |
| 【対象被語 | 『項目 】 人 | | 臨港4区役所 | 埠頭株式会社では、整備した緊急事態対応マニュアルに基づ き、被災状況の確認行動を対象とした防災訓練を行っている。ま |
| | | | 大阪市港湾局 | た、南海トラフ巨大地震に対する南港フェリーターミナルの高さ |
| | | | 企業(港運会社、倉庫会社) | 関係を見直した結果、想定される津波高さであれば浸水する恐れはないと考える。 |
| 【内容】 | 港湾労働者や来訪者が避難可能な施設(フェリーターミナルの建物や民間ビル等)を選定し、施設管理者への協力要請若しくは協定等の締結に向けて啓発を行う | • | 【関連機関】 大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社 | しかし、かもめフェリーターミナルについては周辺に避難場所となる高い建物がなく、今後検討する必要がある。市危機管理室及び区役所では、平成25年8月に大阪府より南海トラフ巨大地震の津波浸水想定結果が公表され、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等あることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。・臨港4区の津波避難ビル:約30万人分確保(参考)推計避難者数 昼間約26万人、夜間約11万人臨港4区の沖波避難ビル・約30万人分確保(参考)推計避難者数 昼間約26万人、夜間約11万人臨港4区の所では、民間マンション等と津波避難ビルの協定締結を継続して実施していく。市港湾局では、浸水想定地域の近辺に施設を所有(管理)している事業者等の了承のもと、緊急避難場所として企業向け防災マップに記載しており、啓発活動に活用している。平成26年港湾事業者等を対象にした、本アクションプランを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対策説明会」を開催した。 |
| 【関連アク | ヮション 】 | | | NAME OF THE OF T |

| 平成27年度 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | | | | |
| 【大阪市危機管理室】 ・市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・臨港4区の津波避難ビル:約32万人分確保 (参考) 臨港4区の推計避難者数 昼間約22万人、夜間約11万人。 【大阪市此花区役所】 継続した取り組みにより、新たな津波避難ビルの確保につながった。28年1月25日現在 76か所49,144人分。 【大阪市港区役所】 企業等へ働きかけを行い津波避難施設の確保を行った。(平成28年12月末現在、民間施設3施設、公共施設3施設 計6施設) 【大正区役所】 今年度、津波避難ビル(1箇所)の協定を新たに締結(2月予定)。 【大阪市住之江区役所】 施設に対し協力要請及び啓発を行い、津波避難ビルの協定締結を継続して実施。 【大阪フェリー協会】 要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓蒙。 | 【大阪市危機管理室】 各区において、推計避難者数を上回る津波避難ビルを確保できているが、十分でない地域も存在することから、引き続き津波避難ビルの確保に取り組む。 【大阪市此花区役所】 ・地域によっては不足している地域がある。 ・今後も津波避難ビルの少ない地域を中心にビルの確保にむけ取り組みを継続する。 【大阪市港区役所】 ・不足する地域と充足している地域間の調整を図る必要がある。 ・引き続き、津波避難施設の確保を行う。 【大正区役所】 ・引き続き避難ビル開拓に努める必要がある。 ・引き続き避難ビルの開拓に努める必要がある。 ・引き続き避難ビルの開拓に努める。 【大阪市住之江区役所】 ・避難可能人員が少ない、津波避難ビルとして開設する体制がとれない、費用負担の考え方が不明確なこと等により、指定に向けて理解を得れず、新たな施設の指定が進まない。 ・今後もこれまでの取組みを持続的に実施する。 【大阪フェリー協会】 ・中長期間滞在の避難場所ではなく、ターミナルから近接の有視界内に、安心して容易に誘導できる 建物や施設の確保。 ・フェリー事業者/施設管理者との協議・協力のもと、設定する。 | | | | | |

| | 【実施主体】 | 【小会議分類】啓発関係小会議 |
|--|--|--|
| ③一7 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発 | 大阪市港湾局 | |
| 【対象被害項目】 人 | | 【進捗状況等】 大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓 |
| 【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する ■ ■ | 【関連機関】 企業(港運会社、船社、倉庫会社 ^{生)} | 発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発 講座の取組を行っている。 市港湾局では、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」 を作成し、港湾事業者等関係先に配付及び大阪市ホームペー ジに掲載することにより啓発を行っている。 また、平成26年度に港湾事業者等を対象にした本アクションプラ ンを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津 波避難対策」説明会を開催した。 |
| 【関連アクション】 ②-10 | | 日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を 大阪港港運協会が会員へ周知している。 |
| ③-8 港湾事業者の自主防災組織の充実 | 【実施主体】 | 【小会議分類】啓発関係小会議 |
| ◎ 0 尼月子未日の日工例及組織の九夫 | 企業(港運会社、船社、倉庫会社 (本) | |
| | | 7.4 to 12.70 to 3 |
| 【対象被害項目】 人 | 【関連機関】 | 【進捗状況等】 市港湾局では、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」 を作成し、港湾事業者等関係先に配付及び大阪市ホームペー |
| 【对家被害項目】 | 【関連機関】 大阪市港湾局 ■ | 市港湾局では、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」 を作成し、港湾事業者等関係先に配付及び大阪市ホームペー ジに掲載することにより啓発を行っている。 また、平成26年6月に港湾事業者等を対象にした、本アクション プランを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地 |
| (対象被害項目) 人 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて 【内容】 検討を行い、実施する(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等) | | 市港湾局では、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」 を作成し、港湾事業者等関係先に配付及び大阪市ホームペー ジに掲載することにより啓発を行っている。 また、平成26年6月に港湾事業者等を対象にした、本アクション |

| | 【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団 | 【ル会議分類】啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発を行っている。東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。また、大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を新たに掲載)、市民防災マニュアルを更新し、全戸配布を実施。市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。臨港4区役所では、津波避難マップなどを作成し、各戸配布を実施。市港湾局では、港湾関係事業者を対象とした防災講座を継続実施している。平成26年度には、本アクションプランを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対策説明会」を開催した。また、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」を作成、港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を行っている。 |
|--------------------|---|---|
| 【関連アクション】 ②-12、④-3 | | |

| ③-10 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップ | | | | 【実施主体】 | 【小会議分類】啓発関係小会議 | |
|--|---------------------------|----------|----------|------------------------------|---|--|
| ◎ 0作成・配布 | | | | 大阪市港湾局 | | |
| 【対象被害項目】 人 | | | | | 【進捗状況等】 | |
| 港湾労働者の迅速な避難を促すため、避難ルート、避難 | | | | 【関連機関】 | 企業向け防災マップを配布し、啓発活動を実施している。 | |
| では、 では、 では、 では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に | | | | 大阪市危機管理室 | 平成26年6月に『みなとの津波防災』のリーフレットを作成し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載してい | |
| パンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する | | | | [監港4区役所 | る。 | |
| 「問'キマケン - ゝ 】 | | | | | | |
| 【関連アクション】 ④-4 | | <u> </u> | <u> </u> | 企業(港運会社、倉庫会社) | | |
| | | - | 平成 2 | 7年度 | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | |
| 阪市ホームページに掲載し、啓発を行ってる。 | I | • | • | | | |
| ③-11 官民合同による避難訓練の実施 | | | | 【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 | |
| 【対象被害項目】 人 | | | | 大阪府西大阪治水事務所 | 【進捗状況等】 大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施 | |
| 【对 | | | | | 中であり、東日本大震災の教訓を踏まえた津波・高潮ステーショ | |
| | | | | 大阪市港湾局 | ンの内容更新を実施した。 また、「津波・高潮ステーション」の来館者を対象に避難訓練を実 | |
| 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実 | | | | | 施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練 | |
| 【内容】 施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施 する | | | _ | | (物資の輸送など)を実施した。 此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津 | |
| ሃ 'ህ | | | | | 波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。 | |
| | | | | 【関連機関】 | 市港湾局では、官民合同避難訓練の具体的な検討は出来てい | |
| | | | | 企業(港運会社、倉庫会社) | ないが、港湾関連企業に対する啓発活動は継続実施しており、 避難訓練実施の土台作りとして取り組んでいく。 | |
| | | | | | | |

水防団

【関連アクション】

2-13

| 【対象被言 | 来訪者の避難・誘導体制の確保・啓発 書項目】 人 臨海部の来訪者に対する津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等について検討を行い、掲示板等で 啓発を行う また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を 検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立 する | | • | | 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市ゆとりとみどり振興局 | 【進捗状況等】 市危機管理室及び区役所では、平成25年8月に大阪府より南海トラフ巨大地震の津波浸水想定結果が公表され、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・臨港4区の津波避難ビル:約30万人分確保(参考)推計避難者数 昼間約26万人、夜間約11万人引き続き、各区において、推計避難者数に対し、津波避難ビルを100%確保するよう取り組んでいく。 市港湾局では浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置しているが、今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要となっている。 |
|---|--|--------------|------------------------------|--------------|---|---|
| 【関連アク | ウション 】 | | | F # 0 | - | 「フノ巨八地辰に対する快的が必安となっている。 |
| | | | 2 | ₩ 及 2 | <mark>7</mark> 年度 | |
| | 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | | |
| 市危機管理 進号の 辺の 大 変 で で で で で で で で で で で の で の で の で の で | を機管理室】 理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避 る。確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周約 四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。また、平成2 施設検索などができる防災アプリをリリースした。 巻湾局】 水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波を (196箇所) | 知する 28年3月 | | | | |

| | т т | | F-14 > 11 3 | FILASH ONES TO SARD FEILASH |
|---|------|------------------------------|--|---|
| ③-15 外国人に対する避難・誘導対策の実施 | | | 【実施主体】 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 |
| | | | 大阪市危機管理室 | 【進捗状況等】 市危機管理室及び区役所では、平成25年8月に大阪府より南海 |
| 【対象被害項目】 人 | | | 大阪市港湾局 | トラフ巨大地震の津波浸水想定結果が公表され、津波浸水のお |
| 船員や臨海部に来訪している外国人に対して、外国語による津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等についての検討を行い、掲示板等に反映するまた、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する 【関連アクション】 | | | 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 | それがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。 確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周 即するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー 等を設置している。 ・臨港4区の津波避難ビル:約30万人分確保 (参考)推計避難者数 昼間約26万人、夜間約11万人 市港湾局では浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸 壁の出入り口等に四カ国語表記の津波啓発看板を設置しているが、今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要となって |
| | | いる。 | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | Į. | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | |
| 【大阪市危機管理室】 ・市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波を進めている。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であるめに、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・平成26年3月に外国語による放送を実施しているFM COCOLOと災害発生時にし、外国人への情報提供について協力を要請している。 【大阪市港湾局】 (防災)浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波ている。(196箇所) | ことを原 | | | |

| 施策の方向性④:情報の共有化を図る | | | | | | | | | |
|---|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 施策項目(A):津波による被害の発生を防ぐ | | | | | | | | | |
| アクション項目 | 達成期間 短期 中期 長期 | 実施主体・関連機関 | 小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等 | | | | | | |
| アクション目標(21):避難情報の充実 | | | | | | | | | |
| (関連アクション) ②-12、③-9 | c | 【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団 | 【小会議分類】啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発を行っている。 東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。また、大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を新たに掲載)、市民防災マニュアルを更新し、全戸配布を実施。市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。臨港4区役所では、津波避難マップなどを作成し、各戸配布を実施。市港湾局では、港湾関係事業者を対象とした防災講座を継続実施している。平成26年度には、本アクションプランを踏まえた「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対策説明会」を開催した。また、平成26年6月にリーフレット「みなとの津波防災」を作成、港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を行っている。 | | | | | | |
| ④-4 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布 【対象被害項目】 人 港湾労働者の迅速な避難を促すため、津波の想定浸水 【内容】 囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業等へ配布する 【関連アクション】 ③-10 | ũ ■ | 【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業(港運会社、倉庫会社) | 【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 企業向け防災マップを配布し、啓発活動を実施している。 平成26年6月に『みなとの津波防災』のリーフレットを作成し、港 湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。 | | | | | | |

| 施策の方向性④:情報の共有化を図る 施策項目(B):津波による被害や影響を低減する | | | | | | | |
|--|-------|------------------|--------------|--|---|--|--|
| アクション項目 | | 達成期間 短期 中期 長期 | | 実施主体・関連機関 | 小会議分類 平成26年度の取り組み実績 | | |
| | W 241 | | (29) | | 今後の方向性等 | | |
| ④-9 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発 【対象被害項目】 施設・物品 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する | | | -> | 【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 L進捗状沈寺』 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、 津波、高潮災害に関する啓発を行っている。 東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害を イメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を 行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が 公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に 一般公開した。 市港湾局では、平成成26年度には、本アクションプランを踏まえ た「大阪港地震・津波対策説明会」や「大阪港地震津波避難対 策説明会」を開催した。 また、平成26年6月にリーフレット『みなとの津波防災』を作成、 港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を 行っている。 | | |
| ④-10 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布 【対象被害項目】 施設・物品 【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示したパンフレットを作成し、配布する 【関連アクション】 ②-24 | | | | 【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(港運会社、倉庫会社) | 【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 津波防災マップを活用し、啓発を実施している。 平成26年6月に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾 事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し啓発を行っている。 | | |

| 施策の方向性⑤:被災した港湾を早期に復旧する 施策項目(C):早期に港湾機能を回復する | | | | | | | |
|--|---|------------------------------|------|----------------------------|---|--|--|
| アクション項目 アクション目標(29):波及被害の低減 | | 達成期間 | | - 実施主体·関連機関 - 実施主体·関連機関 | 小会議分類 平成26年度の取り組み実績 今後の方向性 等 | | |
| | | 期 中期 長期 | | | | | |
| ⑤-11 企業へのBCP策定支援 | | | | 【実施主体】 大阪市危機管理室 | 【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 | | |
| 【対象被害項目】 港湾機能 被災後の企業活動を継続するため、企業へのBCP策定 【内容】 に関する情報提供等について検討を行い、企業に対して 啓発を行う | | | • | | 大阪府では、企業のBCPに関するホームページを作成し、また、経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により、普及啓発を行っている。 市港湾局では「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制等を検討していく。 | | |
| 【関連アクション】 | | | | 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 | 日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツー ル」を大阪港港運協会が会員へ周知している。 | | |
| | | 2 | F成 2 | 7年度 | | | |
| 「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容 | F | アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 | | | | | |
| 【大阪府政策企画部危機管理室】 経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により普及啓発を 【大阪市危機管理室】 (経済戦略局において取組) 経済戦略局が、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会等を身 | | | | | | | |